

# パブリックコメントの結果について

## 「いしかわ動物愛護管理推進計画(案)」に対する意見

- 1 募集期間 平成20年1月18日(金)～1月31日(木)
- 2 寄せられた意見 102通、373件

NO.	意見等の内容	回答案
第1章 計画の概要		
2 施策の推進方策		
1	県、市町の役割に、返還・譲渡も入れてほしい。返還・譲渡も殺処分を減らすためには重要な項目です。	役割分担は、総論的なことを記載しており、返還・譲渡については、ご意見を踏まえ、本計画の「第2章1の1-2(3)犬、ねこの致死処分数等の減少への取組」で、次のとおりに変更します。  「保健所等で捕獲又は引取られた犬については、市町や動物愛護ボランティア等と連携・協力し、元の飼養者への返還や、新しい飼養者への譲渡を推進します。」
2	役割分担のところに次の事項を追記して欲しい。  ○県・市町村の役割 ・ 動物の健康と安全維持のため、適正に飼育されているか確認・指導の徹底を図ること。 ・ 動物への虐待が発見された場合は、加害者を厳しく処罰すること。 ・ 動物の放飼い・糞の放置・飼養放棄している飼い主を指導し、ルールを守らない場合は厳しく処罰すること。  ・ 公園や地域を巡回して虐待・飼育放棄などが行われていないか厳しく監視すること。 ・ 譲渡会の場所の提供、動物達の待避場所(保護シェルター)の提供、助成等、愛護団体と連携して動物保護に協力すること。  ○飼い主の役割 ・ 所有者又は占有者としての終生飼育責任を徹底すること。  ○動物取扱業者の責務 ・ 動物の健康と安全の為、衛生的な環境で飼養すること。	役割分担は、総論的なことを記載しており、県の役割としては、広域的・専門的な役割、市町の役割としては、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進することとしており、具体的な施策については第2章の施策展開で記載しております。  ・ 終生飼養や迷惑問題の防止などの適正飼養については、本計画の「第2章1の1-2(1)適正飼養の普及啓発の強化」に  ・ 動物取扱業者の責務については、本計画の「第2章2の2-2(2)動物取扱業者に対する監視・指導の強化」に記載しており、その他のご意見は、今後の参考にさせていただきます。
第2章 施策展開		
1 飼養者の社会的責任の徹底		
3	終生飼養を啓発するリーフレットは、スーパー、コンビニ等においてあらゆる世代にアプローチしてほしい。	ご意見も参考にさせていただき、市町や獣医師会、動物愛護ボランティア等と連携・協力し、終生飼養の啓発に取組んでまいりたいと考えております。
4	引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていくことから、愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付けること。  持ち込む飼い主等が事前にそれらの要項を済ませたという獣医師からの証明書を持参した場合はこの限りではない。動物の引取を求める飼い主に、その詳細な理由書を取るとし、安楽死検査用、飼育費用疾病費用を徴収すること。また、事前の感染症等の検査を義務づけること。  (同様の意見 計16件)	譲渡にあたっては、動物の健康を確保することは大切なことと考えておりますが、本計画は、義務を規定するものではないことをご理解ください。ご意見は、今後の犬、ねこの引取り業務の参考とさせていただきます。
5	多頭飼育者の指導 開業獣医師さんのネットワークをもち、飼育が崩壊する前に指導して、増やさないようにできるのではないかと。 他県のように〇頭以上は届け出が必要とかの対応をお願いします。	多頭飼育についての開業獣医師さんのネットワークについては個人情報との関連もあり、難しいと考えております。 多頭飼育の届出については、本計画は、義務や制限を規定するものではないことをご理解ください。ご意見は今後の参考にさせていただきます。
6	多頭飼育の防止等対策を言及すべきである。	多頭飼育の防止等については、本計画の「第2章1の1-2(1)適正飼養の普及啓発の強化」において、飼養者が責任をもって正しく動物を飼養・管理するよう普及啓発することが必要である旨、記載しております。
7	多頭飼育しているものに適切な監督、助言規制(頭数制限など)を行うこと。  (同様の意見 計17件)	多頭飼育の防止等については、本計画の「第2章1の1-2(1)適正飼養の普及啓発の強化」において、飼養者が責任をもって正しく動物を飼養・管理するよう普及啓発することが必要である旨、記載しておりますが、本計画は、義務や制限を規定するものではないことをご理解ください。ご意見は今後の参考にさせていただきます。
8	多頭飼育しているものに、不妊手術や迷惑行為防止の指導を行うと共に、指導に従わない場合には罰則等の措置をとること。また、新しい飼い主を捜すための費用は本人負担を基本としつつも、行政も支援すること。  (同様の意見 計17件)	多頭飼育の防止等については、本計画の「第2章1の1-2(1)適正飼養の普及啓発の強化」において飼養者が責任をもって正しく動物を飼養・管理するよう普及啓発することが必要である旨、記載しております。 飼養者がやむを得ず犬、ねこを飼えなくなった場合は、譲渡できるものについては、譲渡先を自ら探すよう指導することとしております。

意見等の内容		回答案
1 飼養者の社会的責任の徹底(つづき)		
9	勝手な飼い主により、近隣住民が迷惑を受けているケースなど適正飼養が行われていないケースが発覚し、住民から通報があった場合は、速やかに対応する体制を作してほしい。	ご指摘のあった動物による近隣への迷惑行為があった場合は、これまで市町や保健所等に対応しておりますが、今後とも市町と連携をし、速やかな対応に努めてまいります。
10	不適切飼育、迷惑行為や虐待遺棄に関する対応マニュアルを作成すること。特に虐待に対応するための専門調査員を特別司法警察職員とするための法整備を行うこと。  (同様の意見 計17件)	対応マニュアルの作成については、今後の参考とさせていただきます。 なお、法の整備については、国によって行われることとなっております。
11	有料化するだけでなく、捨てた場合の罰則を周知すると共に監視体制を整えること。	動物を捨てた場合には罰則のあることを含め、適正飼養について普及啓発を行うとともに、市町による迷惑問題防止の取組みを促進することとしております。
12	引取りの有料化は賛成であるが、終生飼養ができる多様な支援策が必要である。引取抑制効果が生ずる相応な金額設定が望まれるが、減免等や経過措置を検討願いたい。	本計画は、引取有料化の方向性を示すもので、引取り手数料の額等については、全国の状況を踏まえ、県で決めさせていただくこととなります。
13	有料化だけでなく、持ち込む時の手続きをもっと時間をかけ、持ち込んだ動物と共に処分のビデオを見せ、もう一度置いて行くか確認。 子犬、子ねこの場合、家の母犬ねこの不妊手術の確認ができない場合は受け取らないことを希望します。  持ち込んだ方に小動物管理センターのそじの義務づけを希望します。 持ち込んだ方の情報を認められたボランティア会の本部へ同じ事が繰り返されないよう地域で確認できるよう情報提供を希望します。	引取数の減少については、本計画の「第2章1の1-2(3)犬、ねこの致死処分等の減少への取組」において記載しており、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
14	犬、ねこの引取りの有料化で動物の遺棄が増えては困ります。県民には、動物の遺棄は犯罪であることも合わせ、周知徹底されることをお願いします。	ご指摘のあった動物の遺棄の防止については、リーフレットやホームページ等により、終生飼養を啓発するとともに、犬やねこを捨てた場合、罰則があることなども普及啓発してまいります。
15	有料化は1頭につき、二千円から三千円が望ましい。1年に2回約10頭の持ち込みと不妊手術費を同じくらいに。小動物管理センターは持ち込む人をきちんと把握し、2度目からは家に訪問して、不妊などの指導をする。年度末には引取処分数、えさ代、殺処分にかかった費用などを広く県民に知らせて下さい。	引取手数料については、全国の状況を踏まえ、決めたいと考えております。 引取りが繰り返されないよう、ご意見を踏まえ、犬、ねこの不妊・去勢手術の助言、指導に努めてまいります。 引取処分数等の公表についてのご意見は、今後の参考にさせていただきます。
16	引取りの有料化ではなく、厳しい処置で対応すべきである。飼い主の教育が必要である。	飼養者が動物に関して正しい知識や理解を持つとともに、家族と同様に愛情を持って終生飼養する責務を果たすことが求められることを普及啓発することとしております。
17	不妊去勢手術の必要性について、市町村で回覧板等での呼びかけを行政で指導してほしい。	飼養者に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ることとしております。 また、動物販売業者が顧客に対し、不妊・去勢手術の実施などについて説明するよう監視・指導を拡充することとしております。
18	不妊去勢手術について、獣医師や動物取扱業者による説明教育が必要である。	飼養者に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ることとしております。 また、動物販売業者を通して、店頭におけるリーフレット等の配布や、顧客に対する不妊・去勢手術の実施について説明するよう指導を拡充することとしております。
19	不妊・去勢手術を普及啓発を進めるためにも、県・市や、動物取扱業者の不妊・去勢手術費用の一部負担を、ぜひ検討して下さい。また、県・市区町が犬やねこを譲渡する際には、不妊・去勢手術を必ず徹底するようにお願いします。	不妊・去勢手術の必要性やメリットについて、情報発信に努めるとともに、譲渡の際は不妊・去勢手術を徹底するよう指導してまいります。
20	不妊去勢手術費用を助成することとし、これの啓発を徹底すること。また、動物愛護推進員による地域巡回指導を行うこと。	飼養者に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ることとしております。 犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の啓発や、みだりな繁殖を防止する不妊・去勢手術の助言などを行うため、熱意と見識を有する動物愛護を推進するボランティアの仕組みづくりに取組むこととしております。
21	動物のマイクロチップの装着に関しては、義務化してほしい。 違反があった際の、罰則規定も必要と思う。	ご提案のあったマイクロチップの装着の義務化については、鑑札や名札など他にも所有者明示の方法があることから、ご意見の一つとして参考とさせていただきます。
22	所有者明示の推進について、犬の鑑札をつけていない人が多いのは、すぐ取れるからでないか。首輪の製造時にかならず迷子札を着けるよう義務づけると良い。マイクロチップも売る時にすでに装着するよう決める。	市町、獣医師会と連携し、マイクロチップの装着などによる所有者明示の必要性を普及啓発し、徹底を促すこととしております。

意見等の内容		回答案
1 飼養者の社会的責任の徹底(つづき)		
23	マイクロチップの安全性を検証すること。また、マイクロチップ未装着をもって行政側の差別待遇を行わないこと。  (同様の意見 計17件)	マイクロチップの安全性については少なくとも動物が生涯にわたり使用可能となるよう設計されていると聞いております。所有者明示の方法の一つとして、マイクロチップの装着があり、そのメリットも含め啓発してまいりたいと考えております。
24	マイクロチップについては法律で義務づけられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進すべきでない。  (同様の意見 計17件)	いろんな考え方があると思いますが、法の趣旨に沿って、マイクロチップ等による所有者明示を推進したいと考えております。
25	鑑札着用の徹底をすること。獣医師による指導や鑑札着用の啓発をあらゆる世代に行うこと。	狂犬病予防注射時や犬登録時等に、市町による鑑札の装着の指導を徹底することとしております。 また、市町、獣医師会と連携し、マイクロチップの装着などによる所有者明示の必要性を普及啓発し、徹底を促すこととしております。
26	迷惑問題の防止の推進具体的な取組について。 遺棄を未然に防止する為、市町の広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫して下さい。  虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施して下さい。	動物を捨てないことなどの注意を喚起するための掲示板等を作成し、市町による迷惑問題防止の取組を促進してまいります。 地域における動物の愛護管理活動を推進するため、市町の動物愛護担当者の研修を行うこととしております。
27	迷惑問題の防止の推進の具体策として、捨てられそうな場所に動物愛護のポスターをはる。	ご意見を踏まえ、本計画の「第2章1の1-2(1)⑤迷惑問題の防止の推進」の具体的な取組に次のとおりに変更します。 「動物の適正な飼養の方法などについて、ホームページやポスターなどにより、啓発を図ります。」
28	犬の苦情内容の表で行方不明・その他が最も多く3分1を占めている。逸走防止対策が必要と思う。	ご提案のあった逸走防止対策については、飼養者が逸走防止に努めるよう、適正飼養の普及啓発に努めてまいります。
29	未登録犬が発覚した場合、飼い主に対する罰則規定を設けるべきと思う。	犬を飼養する場合は、登録は、飼養者の義務であり、市町、獣医師会等と連携・協力し、犬の登録の徹底に努めます。ご意見のあった犬の未登録については、狂犬病予防法で罰則が定められております。
30	譲渡に当たっては、飼養希望者の適正等を審査すると共に動物の習性のみならず、金銭面の負担等のマニュアルを作成すること。  (同様の意見 計17件)	ご意見を踏まえ、本計画の「第2章1の1-2(3)犬、ねこの致死処分数等の減少への取組」の具体的な取組に次のように記載します。 「譲渡に当たって飼養希望者の適正等の審査や譲渡する動物の選定基準等を記載した譲渡マニュアルを作成します。」
31	飼養者が譲渡・販売者に定期的に状況を報告することを義務づけることで、問題点や改善策などが明確になり、市町村職員の教育などに役に立ちます。また報告義務により、安易に動物を引き取るケースがなくなり、結果的に終生飼養につながると思います。	この計画は、義務を規定するものではありませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
32	ホームページを見て譲渡してほしいけれども、平日16時までと言われ、もらえないという人がいました。休日の譲渡会や予約で19時くらいまでは対応して下さい。迷子の犬、猫、譲渡対象の犬、猫の情報がインターネットの中だけではインターネット普及率の低い石川県では無理があります。公共施設などでポスターを貼るなどの工夫をお願いします。  (同様の意見 計2件)	譲渡する時間帯については、ご意見の一つとして参考とさせていただきます。 譲渡については、獣医師会及び動物愛護ボランティアと連携し、譲渡のためのネットワークづくりを進めることとしております。
33	収容動物に係る詳細な情報の提供システムを整えること。インターネットのみならず行政広報やメディアを活用するものとする。  (同様の意見 計17件)	飼養者不明犬については、保健所等のホームページ等により情報を提供することとしております。
34	一般飼い主による処分持ち込み動物の制限と説得をしていただきたいです。定時、定点回収を実施している自治体においては、即刻廃止していただきたいです。命の尊厳に基づいた収容施設の改善をお願い致します。	飼養者がやむを得ず犬、ねこを飼えなくなった場合は、譲渡できるものについては譲渡先を自ら探すよう指導することとしております。 定時、定点の引取等はそれぞれの自治体の判断ですが、本県では行っておりません。 収容施設の改善につきましては、必要に応じて対応していきたいと考えております。
35	殺処分(並びに動物実験)に関するパネル展の開催や、広報などで実態を訴えてほしい。	ご提案のあった終生飼養の啓発の方法については、一つの手法として、参考とさせていただきます。
36	小動物管理指導センターにボランティアを募ってほしい。たくさんの人に携わってもらえるよう。	小動物管理指導センターの管理、運営については、ボランティアの協力を得ることも一つの方法ですが、現状では県の責任で行ってまいりたいと考えております。
37	譲渡後の追跡調査を行い、不妊手術の時期など飼養相談体制を整えること。  (同様の意見 計18件)	本計画では、不妊・去勢手術の普及や譲渡について方向性を示したものです。ご意見については、具体的取組みの参考とさせていただきます。

意見等の内容		回答案
<b>1 飼養者の社会的責任の徹底(つづき)</b>		
38	<p>収容動物の健康維持に配慮すること。(分別管理、温度管理、獣医師による保管管理など)</p> <p>(同様の意見 計17件)</p>	<p>収容した犬やねこについては、健康の状況を診ながら、適正な管理に努めていきたいと考えております。</p>
39	<p>犬、ねこの致死処分数等の減少への取組について 愛護センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。</p> <p>また、センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、</p> <p>全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。</p> <p>犬猫以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼い主が探しやすいようなシステムとする。 これらの記録は最低一年は保存することとする。</p> <p>掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を入れること。</p>	<p>抑留期間については国の通知の趣旨を踏まえ、対処していきたいと考えております。</p> <p>保健所で収容した犬、ねこについては収容月日、種類等を記録しています。また、飼養者不明の犬については、保健所等のホームページ等により情報を提供し、返還を進めることとしております。</p> <p>また、交通事故等で負傷した犬、ねこを保護するとともに、飼養者への返還を進めることとしております。</p> <p>その他のご意見については、参考とさせていただきます。</p>
40	<p>飼い主へ返還されている率が低いので返還の促進をしてほしい。</p>	<p>ご提案のあった返還の促進については、飼養者不明犬の情報を保健所等のホームページなどにより提供し、返還を進めることとしております。</p>
41	<p>なんとしても殺処分の数を減らしていかなければならないと思います。 県でも市でも飼い犬(ねこ)を捨てることなく最後まできちんと世話をすることや避妊、去勢のすすめなどしていただいています。さらに徹底してやってほしいと思います。</p> <p>また、保健所等で引き取った犬、ねこは公示日数にとらわれず(2日間ではあまりにも短すぎる)ボランティアや市民団体と協力して譲渡に最善を尽くし、譲渡の際は譲渡先から動物実験施設等に回ることのないよう管理できる方法を考案してほしいと思います。動物実験への払い下げは禁止としてください。</p> <p>ペットショップやブリーダーで売れ残った動物達を実験施設へ売るといった話も耳にします。決してそのようなことがないように。 また、飼育、販売中にも虐待にあたるような行為がないように整理、規制が必要かと思えます。 犬のフィラリア症の予防薬の投与を義務化してください。</p>	<p>飼養者に対し、終生飼養の大切さや不妊・去勢手術の必要性について啓発し、致死処分数を減少させることとしております。</p> <p>保健所や小動物センターで捕獲又は引取られた犬については、元の飼養者への返還や新しい飼養者への譲渡を推進することとしております。</p> <p>本県では、実験動物への払い下げは行われておりません。</p> <p>その他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>窓口の明確化 「動物SOS」の設置。動物に関する様々な相談(動物の遺棄・虐待への対応を含む)に答えられる電話及びFAX、メールの宛先を公開しそして相談内容を統計的に処理、分析の上、市民ニーズに適切に対処可能とする。</p>	<p>動物愛護に関する相談は保健所等で行っていますが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>アニマルセラピー、補助・介助犬の育成 保健所・愛護センター等に引き取られた犬・猫の取扱において、一般飼養者への譲渡と共に、このようなアニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにする。</p> <p>(同様の意見 計14件)</p>	<p>保健所や小動物センターで引取られた犬については、新しい飼養者への譲渡を推進することとしております。アニマルセラピーについてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>多頭不良飼養を制限するため、不妊・去勢手術の法的な義務付けをして欲しい。</p>	<p>いろいろな考え方がありますが、不妊・去勢手術の義務付けは考えておりません。</p>
<b>2 動物取扱業者の責任の徹底</b>		
45	<p>動物取扱業者の無登録営業は違法ですので、指導が必要ですが、警察対応も必要です。</p>	<p>無登録業者を発見した場合、関係機関と連携し、すみやかに登録するよう指導いたします。</p>
46	<p>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の最低限でも登録、理想的には許可制を必要とする。 繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做すこととし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。</p> <p>繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育することを毎年確認する。 愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定すること。</p> <p>また、動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、1年毎の定期検査を行政が行う。もしくは、許可制を敷き、ガイドラインを満足しない業者には許可しないシステムを構築。 こうすれば、以降の定期検査も、現在の登録制に比べ、質が上がるのが期待できる。</p> <p>(同様の意見 計19件)</p>	<p>業として動物を繁殖させる場合は、登録が必要となっております。</p> <p>動物取扱業者に対しては、動物愛護管理法に定める標識等の掲示や飼養施設の構造・管理方法等を確認し、併せて販売時における事前説明の周知を図るなど、動物愛護管理法の遵守の徹底に向けた監視・指導を実施することとしております。</p> <p>その他のご意見については、いろいろな考え方がありますが、ご意見の一つとして参考とさせていただきます。</p>
47	<p>購入者の動物飼養に関する重要事項の説明が足りません。全国には素人のブリーダーが様々な問題を起こしている現状です。もっと強く取り締まり、監視が必要と思われます。</p>	<p>動物販売業者が顧客に対し、動物の生理、生態、習性についての知識や、終生飼養、不妊・去勢手術の実施などについて説明するよう指導を拡充することとしております。</p>

意見等の内容	回答案
<p>2 動物取扱業者の責任の徹底(つづき)</p>	
<p>48 動物販売業者が命を取り扱っているのに指導のゆるさを感じます。販売時のペット購入者への説明の不十分なことが個人宅での繁殖を増やし、センターの持ち込みがあると思えます。ペットショップ購入の犬猫がセンターに持ち込まれ同ペットショップから3回と思われる場合、営業停止を希望します。</p>	<p>動物販売業者が顧客に対し、動物の生理、生態、習性についての知識や、終生飼養、不妊・去勢手術の実施などについて説明するよう指導を拡充することとしております。</p>
<p>49 終生飼養の状況について やむを得ず飼養者が飼っている犬、ねこを保健所に引き取りを依頼する結果となった理由に関して、「飼っている犬、ねこが大きくなりすぎて飼えなくなったから」とあるが、終生飼養の推進で、動物取扱業者の説明不足が無かったのか、追及すべきだと思う。</p>	<p>動物取扱業者に対し、販売時における事前説明の周知を図るなど、動物愛護管理法の遵守の徹底に向けた監視指導を実施することとしております。</p>
<p>50 動物取扱業の業態の内訳(販売・展示・保管等の区別)をグラフで示してあるが件数を数値で示してほしい。</p>	<p>ご提案のあった「第2章2の2-1(1)動物取扱業者の登録の状況」のグラフに業種別の件数を明示します。</p>
<p>51 インターネットによる通信販売業者は、その広告に登録事項が記載されていないことがしばしばあるので監視を強化してください。</p>	<p>県内のインターネットによる通信販売業者も含めて、動物販売業者に対し、監視指導に努めてまいります。</p>
<p>52 「動物販売業者が顧客に対して行う説明」は、業者任せにしないで、県や市区町が、これから犬、ねこなどを飼う人に対して適切な動物の飼育についての講座の受講を義務化すればどうか。</p>	<p>ご提案のあった動物の飼育講座の受講の義務化については、考えていませんが、ご意見の一つとして参考にさせていただきます。</p>
<p>53 動愛法違反と思われる動物取扱業者の情報が寄せられた場合は、速やかに指導にあたるような体制を作って下さい。</p>	<p>ご提案のあった事案があった場合は、従来より、保健所等ですみやかに対応しており、今後とも適切に対処していきたいと考えております。</p>
<p>54 不良繁殖業者・悪質ブリーダー・無許可の繁殖業者への徹底した取り締まりと、繁殖制限をお願い致します。 収容された犬猫を多数譲渡する目的において、民間団体やボランティアと協力体制をとって譲渡を積極的に推進して欲しい。 インターネットでの生体販売を禁止していただきたいと思えます。</p>	<p>動物取扱業の適正化を期すため、動物の販売、保管等を無登録で行っている者がいた場合、すみやかに登録するよう指導することとしております。 獣医師会及び動物愛護ボランティアと連携し、譲渡のためのネットワークづくりを進めることとしております。 なお、インターネットの生体販売の是非については国の権限となっております。</p>
<p>55 動物取扱業者に対する監視・指導の状況 動物の健康と安全を考慮して飼養されているかどうかの立入検査を半年に一回程度の頻度で実施。 場所の検査は、衛生的に管理されている場所以外にも飼養しているような場所(不衛生な部分)がないよう入念に行い、動物の健康と安全維持に努める。</p>	<p>立入調査については、動物愛護管理法の遵守事項を徹底するため、動物取扱業者に対する監視指導を実施することとしております。</p>
<p>56 畜産動物についても、動物福祉に配慮した適正飼養が必要であることの啓発普及を進めてください。</p>	<p>ご指摘のあった畜産動物については「第2章2の2-2(4)産業動物、実験動物の適正な取扱いの推進」において記載しております。</p>
<p>57 畜産業者への指導として飼育施設や環境が適正なものであるか不意な立入により監視を行う。</p>	<p>畜産動物については、様々なご意見があると思えますが、畜産農家等に対して関係部局と連携し、環境省が定める「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図ることとしております。</p>
<p>58 畜産動物の動物達の習性や行動等に配慮して負担のないのびのびとした飼育法に改めるべきです。そのためには飼育数を減らしたり、費用もかかることとなりますが、動物に優しい薬漬けでない安全なものとして消費者に理解を求め、このような農家が成り立っていけるよう行政で支援をしてほしいと思えます。そして畜産動物こそ動物愛護法の対象として虐待を受けることがないよう条例を設けていただきたいです。</p>	<p>産業(畜産)動物については、様々なご意見があると思えますが、畜産農家等に対して関係部局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図ることとしております。</p>
<p>59 国内で毛皮動物の養殖や捕獲が行われているのかわかりませんが、いずれにしても動物にとってたった一枚しかない大切な大切な毛皮を人間が金儲けやおしゃれの為に無惨にも剥ぎ取ってしまうという行為は全く非人道的で残酷きわまりないものだと思います。 個人的には毛皮製品を購入しないように呼びかけていますが、この問題は動物愛護の対象として取り上げてもらえないものなのではないでしょうか。だとすると動物愛護って何なんだろうかと首を傾げてしまいます。 毛皮製品を購入することがどれほど残酷な事であるか周知して毛皮は「着ない、買わない」ということを奨励するように要望します。本来あってはならない行為です。</p>	<p>産業(畜産)動物については、環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方」では、「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。」と記載されております。</p>
<p>60 動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。また、動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべき。  (同様の意見 計16件)</p>	<p>実験動物施設については、環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に定められており、これに沿って適切に取扱う必要があると考えております。</p>
<p>61 動物実験施設における、動物の飼養状況や実験状況に関する情報の収集にも努めるべきである。各実験機関は、国立大学や私企業など、県とは組織を異にする組織体であり、かつ、研究や営業上の企業秘密があるため、状況が把握しづらいと思慮されるが、動物実験は動物愛護上、重要な問題であり、適正な取扱いの推進のため、県の積極的な関与が期待される。</p>	<p>実験動物については、動物を科学上の利用に供する施設の管理者等に対し、実験動物の適正な飼養及び保管の周知に努めることとしております。</p>



意見等の内容		回答案
<b>2 動物取扱業者の責任の徹底(つづき)</b>		
62	<p>動物実験よりも確かで価値のある代替法に切り替えるべきです。代替法が実施されるまでの間、どうしても動物を使う必要があるのであれば定められた期間中にその数や種類、何を何のためにどのように使用し、結果何を得られたのか等を報告、公開し、県はこれらのことをきちんと管理把握するようにしておくべきです。</p> <p>その数の削減、苦痛の軽減の為に、実験者が努めたかどうかをはっきりさせ、実験終了後は可能な限り健康体に戻し解放すべきです。</p> <p>また、塾や、学校の授業にカエルやマウスの解剖というものは現在もあるのでしょうか。</p> <p>もし、あるとすればそれはコンピューターソフトや模型によって勉強すればよいことであって生きたカエルやマウス等を犠牲にしてまで学ぶことはないはずで、命の大切さを学ぶにも殺してしまうことではできません。命を救うことで教えられる。カエルやマウス等生き物を使った解剖は禁止にする条例を作ってください。</p>	<p>実験動物施設については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に従い、適切に管理する必要があると考えており、カエルやマウス等生き物を使った解剖を禁止にする条例を制定する考えはありません。</p>
63	<p>実験動物の施設も不意な立入調査により実情を把握し監視する、アンケートなど自分達に都合の悪いことは隠しています。施設や取扱を公開する命に敬意を払っているかが重要なチェックポイントです。</p>	<p>実験動物については、動物を科学上の利用に供する施設の管理者等に対し、実験動物の適正な飼養及び保管の周知に努めることとしております。</p>
64	<p>警察関係者に対して動物愛護の現状などの教育啓蒙、動物虐待や動物の逸失物の取扱で連携して欲しいです。</p>	<p>ご指摘のあった警察との連携については、動物虐待や動物の逸失物の取扱について警察とも連携する必要があると考えております。</p>
<b>3 地域の実情に応じた取組の推進</b>		
65	<p>地域における動物愛護と適正な飼養を推進する体制づくりの具体策として、動物愛護推進員制度を活用するなどして様々な問題を解決する適正のある人を選ぶ。</p>	<p>犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の啓発や、みだりな繁殖を防止する不妊・去勢手術の助言などを行うため、熱意と見識を有する動物愛護を推進するボランティアの仕組みづくり、地域における犬、ねこ等の動物愛護と適正飼養を推進することとしております。</p>
66	<p>学校での社会科見学のコースに犬ねこ収容所を取り入れる。</p>	<p>社会科見学のコースに、犬、ねこの収容施設を取り入れることについては、いろいろな考え方がありますので、意見の一つとして参考とさせていただきます。</p>
67	<p>学校で飼養している動物の医療費がかかる場合、予算は確保できるのでしょうか。さらに、学校の長期休暇・年末年始等、責任を持って動物の面倒をみることができのでしょうか。</p>	<p>小学校等における動物の適正飼養については、市町の教育委員会による取組を促進することとしております。</p>
68	<p>小学校、中学校などに獣医師や保健所職員が犬猫の飼い方や繁殖コントロールなどの講師に行ってください。(同時に性教育にもなります)TVCMや新聞広告などで啓蒙して下さい。</p>	<p>小学校等で子ども達が動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めると共に動物の命を大切にすることを育む取組の支援に努めることとしております。</p>
69	<p>学校での教育の一つとして命あるものの取組を希望します。</p>	<p>小学校等で子ども達が動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めると共に動物の命を大切にすることを育む取組の支援に努めることとしております。</p>
70	<p>命にやさしい、命に取組む県であってほしい。CMをつくり、呼びかけてほしいです。</p>	<p>小学校等で子どもたちが動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めると共に動物の命を大切にすることを育む取組の支援に努めることとしていますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
71	<p>地域での安易なえさやりを市町村で指導し、不妊手術を指導し、見守るえさやりを希望します。保護器の貸し出し(おかしなことに使用されないよう)や各地域の地域猫の把握。(無理矢理な命の駆除にならない様)</p>	<p>飼養者のいないねこに対しては、様々なご意見がありますが、終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、ねこを捨てないことなどについて、一層の注意喚起を行うとともに、市町による飼養者のいないねこの発生防止の取組を促進することとしております。</p>
72	<p>全国で展開される「地域ねこ」として不妊・去勢手術をして一代で終わりにする方法がいいと思います。</p>	<p>「地域ねこ」については様々なご意見がありますが、終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、ねこを捨てないことなどについて、一層の注意喚起を行うとともに、市町による飼養者のいないねこの発生防止の取組を促進することとしております。</p>
73	<p>いくら飼い主がいても、無駄に増やして人に迷惑をかけている人には、飼い主としての権利はなしにしてしまい、不妊手術をさせるように行政から命令するくらいの事をしないと、何年経っても野良猫の殺処分数を減らす事は出来ないと思います。</p>	<p>飼養者に対し、終生飼養の大切さや不妊・去勢手術の必要性について啓発し、引取りされるねこの数を減少させることとしております。</p>
74	<p>飼い主のいないねこに餌をあげている人は、適切な繁殖制限義務、餌の始末をするなどマナーを守る必要がある。ということを啓発する必要があると思います。また、飼い主のいない猫を減らすため、繁殖制限の指導と支援を行ってほしい。</p>	<p>飼養者のいないねこに対しては、いろいろな考え方があることから、リーフレット、ホームページ等により、公園、道路、幼稚園・保育所の砂場等、公共の場所における飼養者のいないねこによる迷惑問題について、広く県民の関心を喚起して、その防止を図ることとしております。</p>
75	<p>地域自治会と協力し、飼い猫と放浪猫を把握し、毎月マナー講習会や不妊・去勢手術を推奨する。飼い主のいない猫の飼い主や里親捜しを進める。公園や保育所の砂場等へのねこ侵入措置等(簡易扉)を指導する。</p>	<p>終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、ねこを捨てないことなどについて、一層の注意喚起を行うとともに、市町による飼養者のいないねこの発生防止の取組を促進することとしております。</p>

意見等の内容	回答案
3 地域の実情に応じた取組の推進(つづき)	
<p>76 住宅街での野良猫対策として、TNR活動(野良猫の不妊手術を施し、元の場所に戻すこと。不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。</p> <p>野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。)の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。</p> <p>特に、下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討すること。</p> <p>1.「TNR活動」を拒絶し妨害する人。 2.「地域猫」と称して中途半端なTNR活動をする人。 3.無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。</p> <p>(同様の意見 計18件)</p>	<p>いろいろな考え方がありますが、この計画では、飼養者のいないねこの管理事例の情報を収集し、地域住民が参考となる事例の情報を提供することとしております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>77 飼い主のいない猫対策と拡充</p> <p>1.飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを作成し、動物愛護推進員、地域住民、獣医師等の協力のもと、地域猫活動やTNR活動(捕獲・不妊去勢手術・元の場所に戻す)を推進し飼い主のいない猫を減少させていきます。</p> <p>2.飼い主のいない猫対策の推進効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行うなど支援策を充実する。</p> <p>3.飼い主のいない猫対策の普及啓発飼い主のいない猫対策が単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知する。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化する。</p> <p>4.公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、県内関係局や施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力して飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援する。</p> <p>(同様の意見 計20件)</p>	<p>いろいろな考え方がありますが、この計画では、飼養者のいないねこの管理事例の情報を収集し、地域住民が参考となる事例の情報を提供することとしております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>78 地域猫活動について行政がつよく指導するか、活動の嫌がらせをするひとに刑罰を与えてほしい。</p>	<p>飼養者のいないねこによる迷惑問題の解決のためには、地域関係者による十分な検討や合意が大切であることの啓発に努めることとしております。</p>
<p>79 東京都で行われているボランティアと協力して野良猫対策をするように石川県でも取り組んでいただけたいと思います。</p>	<p>ご提案のあった野良猫対策については、地域の実情を考慮した対策が必要なことから、飼養者のいないねこの管理事例の情報を収集し、地域住民が参考となる事例の情報を提供することとしております。</p>
<p>80 捨て猫は、人間が生み出すものです。地域猫制度の充実や、ボランティアの方々と、地域の人の交流の機会等もっと増えれば、悲劇も減ると思います。少しずつでも、補助金等で補ってこのような機会を増やし、悲しい命を減らして行って欲しいです。</p>	<p>飼養者のいないねこによる迷惑問題の解決のためには、地域関係者による十分な検討や合意が大切であることの啓発に努めることとしております。</p>
4 県民と動物の安全の確保	
<p>81 人と動物の共通の感染症対策</p> <p>拡大防止は動物の殺処分であってはならない。人間中心がともすれば安易な動物の命を奪う事で守ると言う今までの考えは良くないと思う。真の意味での人間の生死を守る時のみに使われる事は普段我々は用いるべきではない。回避出来る事は回避する。如何なる生命も安易に殺されるべきものではないことをお忘れなき用に願います。</p>	<p>環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の「第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方」では、「人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。」と記載されております。</p>
<p>82 多頭飼育施設・特定動物飼育施設は、対応マニュアルや逸走防止計画書の作成と提出を義務化し、県はチェックし、管理体制のレベル統一をしてほしい。また、有事の際に迅速な対応ができるよう、特定動物や実験動物を保管する施設の責任者と県は連絡網を作してほしい。</p>	<p>特定動物の飼養者に対して、災害時の逸走防止対策の確立、逸走時の捕獲器材の整備など災害時対応について指導を行っているところですが、対応マニュアルや逸走防止計画の作成と提出の義務については、意見の一つとして参考とさせていただきます。また、特定動物飼養者の連絡網は整備されていますが、実験動物を管理する施設に関しては意見の一つとして参考とさせていただきます。</p>
<p>83 特定動物の逸走による住民の危害、野生動物への悪影響を防止するため、マイクロチップ装着、不妊・去勢手術を義務化してほしい。 また、違反があった場合の、販売者・飼い主両者に対する罰則規定も必要です。</p>	<p>ご提案のあった特定動物のマイクロチップの装着については動物愛護管理法により個体識別措置が義務づけられているところですが、不妊・去勢手術の義務化及び罰則規定については意見の一つとして参考にさせていただきます。</p>
<p>84 今後は危険な動物を飼う場合、特定動物飼養税をいただいは如何でしょうか？仮に逃げ出した場合大変な迷惑が生じます。無闇に不必要に購入しない為にも、特別の税金を掛けるべきです。</p>	<p>いろいろな考え方がありますが、特定動物飼養税の創設といったことは考えておりません。</p>
<p>85 動物園を含む動物取扱業の施設、産業動物施設、実験動物施設など、さまざまな動物を多頭飼育している施設においても、災害時の危機管理マニュアルを作成するように指導してください。</p>	<p>ご提案のあった多頭飼育施設の災害時における危機管理マニュアルの作成指導については、今後の参考にさせていただきます。</p>

意見等の内容		回 答 案
4 県民と動物の安全の確保(つづき)		
86	災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策について必要な措置は死亡させる事ではなく、麻酔銃で眠らせて元の場所へ戻す方法をお願い致します。	災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策については、本計画の「第2章4の4-2(3)災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策」に記載しております。
87	災害時、緊急に動物の避難などを行わなければならない時、警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。  (同様の意見 計14件)	いろいろな考え方がありますが、本計画では、災害時の動物の保護等が円滑に行われるよう、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立するとともに、特定動物の逸走対策にも必要な措置を講じることとしております。
88	災害時の動物の保護について里親探しも保護の後に付け加えて下さい。	犬などの里親探しについては、本計画の「第2章4の4-2(3)災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策」の具体的な取組の「市町、獣医師会、動物愛護ボランティアと協力して、負傷又は飼養者不明の動物の保護、その他必要な措置」に趣旨は盛り込まれていると考えております。
第3章 計画の数値目標		
89	H29年に向けて返還・譲渡率の向上は70%を目標にご尽力お願い致します。所有者明示率は50%を目標にご尽力お願い致します。	この計画では、本県の現状を踏まえ設定しております。
90	犬、ねこの引取数を半減ではなく0を目標にお願いします。	この計画では、国の指針に沿って、本県の現状を踏まえ設定しております。
91	計画の数値目標を犬、ねこの引取数を0に、犬、ねこの苦情件数を0に、所有者明示率を100%に。  (同様の意見 計2件)	この計画では、国の指針に沿って、本県の現状を踏まえ設定しております。
92	引取数、致死処分数、譲渡数、返還数を犬(成犬、子犬別)、ねこ(成ねこ、子ねこ、飼いねこ、飼い主不明ねこ)、個別に記載してください。	この計画は、国の指針に沿って、記載したものです。ご意見は今後の具体的な検討の参考とさせていただきます。
93	本計画は10年計画であるが、年度ごとの進捗に関する構想が示されていない。長期にわたる計画であるので、各項目ごとに年度別の達成目標のようなものが簡単でもいいので示されていないと、計画の進捗の管理やモニタリングが出来ない。(愛知県が策定中の動物愛護管理推進計画が参考になろう。)	状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととしております。
意見等の内容		回 答 案
その他意見		
94	近年、里に多く出没する野生動物ですが、作物の被害や人への危害等深刻な問題ではありますが、殺すことで解決を図るのは間違いだと思います。ましてや、捕殺した肉を料理して観光に役立てようとするなど、野蛮で心ない行為です。(観光はもっとさわやかであってほしい)(数の調整で駆除をした場合、行う地域があります)  野生動物が山から里へ下りてくる原因は人間が作ったものです。動物達が安心して山で暮らせるように環境作りをしてやらなくてはなりません。それができるようになるまでは里に下りてきた動物は繰り返し山へ戻してやるべきです。殺すという選択肢はないものとしなければ、他のよい対策は生まれません。人手もお金もかけて環境回復に努めるべきだと思います。	本計画は、野生状態下にある動物を対象としておりません。
95	獣医師の判断でやむを得ないものを除き、引き取った動物の譲渡処置目標を100%とすること。また、動物の殺処分方法は麻酔薬による安楽死へ移行すること。  (同様の意見 計17件)	犬の返還・譲渡率の現状は全国の平均を上回る54.7%であり、目標値はこれを増加させることとしております。動物の殺処分方法については、全国の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。
96	致死処分方法はガス単独の窒息死は苦痛です。麻酔の入ったえさで、眠らせ注射による本当の安楽死にする。死後硬直による死亡確認後に焼却する。	殺処分方法については、全国の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。
97	動物愛護宝くじの発売をお願いします。	いろいろご意見がありますが、宝くじの発売については考えておりません。
98	致死処分減少への取り組みについて 動物が健康、安らかに余生を送れるような犬猫シェルターを作り、動物管理センターや保健福祉事務所の方々、動物愛護推進員又は動物愛護団体と協力して世話をしたり里親を探すなど終生飼育できるような施設づくりをお願い致します。 殺処分時には睡眠薬を使う等、苦痛の軽減に努める。	犬、ねこのシェルターの設置については、この計画では考えておりません。殺処分方法については、全国の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。
99	動物愛護団体等への支援。 譲渡動物の里親会、致死処分、虐待、崩壊ブリーダー等から救った動物達の待避場所(保護シェルター)の場所を提供すること。・動物の治療や保護に必要な備品(毛布や消毒液、ペットシート、タオル、下止等薬品)や必要経費の援助をお願いします。	動物愛護団体等については、本計画では、動物愛護団体等との連携・協働を促進し、地域の実情に応じた多様な取組を進めることとしております。
100	全体的に具体的施策に乏しく、もっと具体的な内容を盛りこむこと。	国の指針に沿って、現段階で考えられるものを記載したものです。